

岡山シンフォニーホールのロゴマーク及びロゴタイプの使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、デザイナー後藤哲也 氏（以下「デザイナー」という。）が作成した岡山シンフォニーホールのロゴマーク及びロゴタイプ（以下「マーク等」という。）に関して、岡山市及び岡山シンフォニーホール指定管理者以外のものが使用の際に必要な事項を定めることにより、マーク等の有効な活用を図ることを目的とする。

(基本デザイン)

第2条 マーク等の基本デザインは別紙のとおりとする。

2 マーク等に関する著作権及び商標権は岡山市に属する。

(使用申請)

第3条 マーク等を使用しようとするものは、あらかじめマーク等使用承認申請書（様式第1号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用の承認)

第4条 市長は、前条の規定により申請のあったときは、速やかにその内容について審査し、適当と認める場合は、マーク等使用承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は使用するものが遵守すべき条件を付すことができる。

(承認期間)

第5条 承認期間は、1年以内とし、その終期は3月31日とする。

(使用の不承認)

第6条 市長は、第3条の規定による申請が次に各号のいずれかに該当する場合は、使用を承認しないものとする。

- (1) 岡山市及びデザイナーの信用又は品位を損なうおそれがある場合
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- (3) 特定の政治活動又は宗教活動に利用されるおそれがある場合
- (4) 特定の個人、団体等を支援しているような誤解を招くおそれがある場合
- (5) 優良誤認や産地偽装等、商品等の購入等で消費者の誤解を招き、又は利益を害するおそれがある場合
- (6) 反社会的勢力による活動その他これに類する行為に利用されるおそれがある場合
- (7) その他、市長がマーク等の使用について不適切であると認めた場合

2 前項の規定によりマーク等の使用を承認しないときは、マーク等使用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第7条 第4条の規定により、マーク等の使用承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、別紙（マーク及びロゴタイプ使用マニュアル）を厳守するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 商標法（昭和34年法律第127号）第5条の規定による商標登録出願を行うことはできないこと。
- (2) 意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定し、または登録しないこと。
- (3) 承認された内容により使用し、市長が付した条件に従うこと。
- (4) 定められた色、形等を正しく使用すること。
- (5) マーク等の縦横比率を変えず使用すること。

- (6) マーク等を使用する権利を第三者に譲渡し、転貸しないこと。
- (7) 承認に係る物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、提出が困難と認められるものについては、その写真等をもって代えることができるものとする。
- (8) マーク等の使用に係る承認期間を遵守すること。ただし、更新することを妨げない。
- (9) その他、市長が必要であると認めたこと。

(承認内容の変更申請)

第8条 使用者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、マーク等使用変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、速やかに変更内容を審査し、その結果についてマーク等使用承認通知書(様式第2号)又はマーク等使用不承認通知書(様式第3号)により使用者に通知するものとする。

(使用承認の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、マーク等の使用承認を取消することができる。

- (1) この要綱に定める規定に違反したとき。
- (2) 虚偽その他、不正な手段により承認を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定による承認の取消しを行った場合は、マーク等使用承認取消し通知書(様式第5号)により使用者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により承認を取消されたものに対して、使用物件の回収を求めることができる。この場合において、使用物件の回収等、使用承認の取消しに伴い発生する費用の一切は、承認を取消された使用者が負担するものとする。
- 4 市長は、使用承認の取消しに伴って生じた使用者の損害について、賠償する責任を負わない。
- 5 市長は、使用者等にマーク等の使用状況について報告させ、又は調査することができる。

(損害賠償)

第10条 使用者が故意又は過失により岡山市及びデザイナーに損害を与えたとき、岡山市及びデザイナーはその賠償を請求することができる。

(二次著作物の作成等)

第11条 マーク等を利用して二次著作物等を作成する場合、マーク等を使用した物品を販売等することで収益を上げる場合は、この要綱とは別に、使用者と岡山市が協議して、使用条件等を定めるものとする。

- 2 前項の協議には、必要に応じてデザイナーが加わるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年11月10日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

岡山シンフォニーホールのマーク及びロゴタイプ使用承認申請書

年 月 日

岡山市長 大森 雅夫 様

申請者住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）

岡山シンフォニーホールのマーク及びロゴタイプを使用したいので、下記により申請いたします。

なお、申請に当たっては、岡山シンフォニーホールのマーク及びロゴタイプの使用に関する要綱の適用を受けることについて同意します。

記

1 使用対象物件名 （商品名等）	
2 希望のデータ形式	jpg・PDF・ai
3 使用目的と使用方法	
4 使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
5 使用数量	
6 有償・無償の別	有償（単価 円）・無償
7 連絡先	担当者氏名 TEL（ ） - E-mail（承認後のデータ送付先） @
8 添付書類	企画書（レイアウト・スケッチ・原稿等）

様式第2号（第4条，第8条関係）

岡山シンフォニーホールのマーク及びロゴタイプ使用承認通知書

年 月 日

様

岡山市長 大森 雅夫

年 月 日付けで申請のありました岡山シンフォニーホールのマーク及びロゴタイプの使用について，下記のとおり承認します。

1 使用目的

使用目的

2 承認対象物件名及び承認番号

承認対象物件名	承認番号

3 承認期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4 使用条件

--

様式第3号（第6条，第8条関係）

岡山シンフォニーホールのマーク及びロゴタイプ使用不承認通知書

年 月 日

様

岡山市長 大森 雅夫

年 月 日付けで申請のありました岡山シンフォニーホールのマーク及びロゴタイプの使用について，下記の理由により承認できません。

記該当事項	不承認理由
	当市の信用又は品位を損なうおそれがあるため
	独占的に使用のおそれがあるため
	法令又は公序良俗に反するおそれがあるため
	特定の政治活動又は宗教活動に利用されるおそれがあるため
	その他の理由

様式第4号（第8条関係）

岡山シンフォニーホールのマーク及びロゴタイプ使用変更承認申請書

年 月 日

岡山市長 大森 雅夫 様

申請者住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）

承認番号第号で承認を受けた岡山シンフォニーホールのマーク及びロゴタイプの使用について、下記のとおり内容を変更したいので申請します。

記

（変更内容）

様式第5号（第9条関係）

岡山シンフォニーホールのマーク及びロゴタイプ使用承認取消し通知書

年 月 日

様

岡山市長 大森 雅夫

年 月 日付けで承認した（承認番号第号）岡山シンフォニーホールのマーク及びロゴタイプの使用承認を取消します。

（取消し理由）

岡山シンフォニーホール シンボルマーク・ロゴタイプ清刷



岡山シンフォニーホール



OKAYAMA SYMPHONY HALL



岡山シンフォニーホール

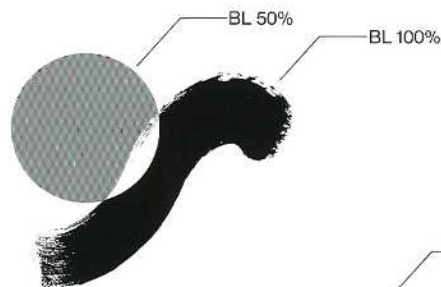


OKAYAMA
SYMPHONY HALL



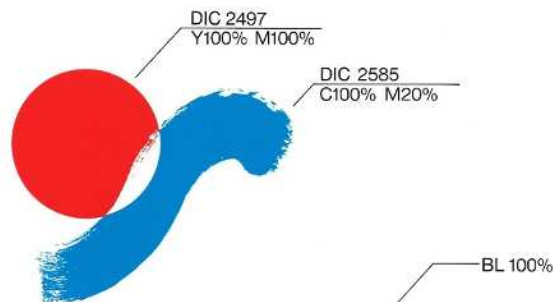
OKAYAMA SYMPHONY HALL

■モノクロームの場合



岡山シンフォニーホール

■メインコンビネーション



岡山シンフォニーホール

DIC 2497

DIC 2497

DIC 2585

DIC 2585